



## 国保 平成19年度課税分から 国保税の限度額が変わります

地方税制改正により、平成19年度課税分から国民健康保険税の限度額が引き上げられます。

国民健康保険税は、加入している人の所得（前年）・資産・人数等により算出され、毎年税額が変わります。

ただし、納める金額には限度額（上限）が定められており、この改正で医療分の限度額が53万円から56万円に引き上げとな

りますが、介護分の限度額は9万円に変更ありません。

これにより、所得などに変わりが無い場合、限度額で納めていた人については最高で3万円の負担増となりますが、限度額未満の人につきましてはこの改正による税負担の増減はありません。

### 今回の改正による限度額の変更

●医療分		●介護分		●合計	
18年度	53万円	18年度	9万円	18年度	62万円
19年度	56万円	19年度	9万円	19年度	65万円
(3万円引き上げ)		(変更なし)		(3万円引き上げ)	

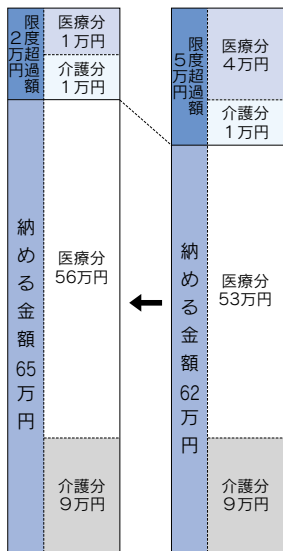
国民健康保険税は、加入している人の医療費を賄う大切な財源です。保険税は期限内に納めましょう。

また、納税には安全・便利な口座振替をご利用ください。口座振替の手続きは、通帳・通帳届出印・納税通知書を持参のう

え、ご利用になりたい金融機関または郵便局の窓口でお申込みください。

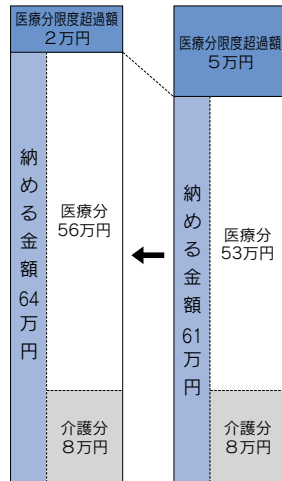
- 口座振替取扱金融機関
- 群馬銀行本支店
- 北群渋川農業協同組合本支所
- 東和銀行本支店

3万円の負担増となる場合  
(例：算出税額67万円の場合)



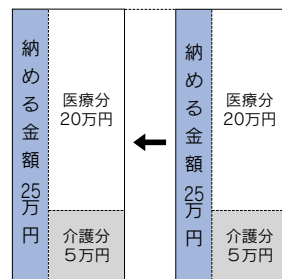
改正前 改正後

3万円の負担増となる場合  
(例：算出税額66万円で介護分が限度額未満の場合)



改正前 改正後

限度額に満たない場合  
(例：算出税額25万円の場合)



改正前 改正後

\*限度超過額とは、計算された税額のうち、納めない分の金額です。

- ぐんま信用金庫本支店
- 北群馬信用金庫本支店
- かみつけ信用組合本支店

●郵便局（全国）  
▼問合せ先 役場財務課税務室  
☎ 54・3111（内線138）

## 国保 国民健康保険証がカード化 保険証が使いやすくなります

10月から国民健康保険証が大きく変わります。これまでは1世帯に1枚でしたが、これからは1人に1枚となります。また、保険証の形も小さくなり、カードサイズになります。

### ▼新保険証をお届けします

吉岡町では、9月末までに新しい国民健康保険証をお送りします。現在お持ちの国民健康保険証は、9月30日までの有効期限になっていますので、10月からは9月末までに送られるカード型保険証をお使いください。使い方はこれまでと変わりません。医療機関で受診する際は、受診する人のカードを受付窓口に出してください。

### ▼保険証の紛失にご注意を

保険証が1人1枚になるので、「家族が旅行などに保険証を持って出掛けているため病院に行けない」というような不便さが解消されます。カードは持ち運びやすい反面、紛失しやすいのでご注意ください。保管場所を決め、使用后は元の場所に返す習慣を付けることも大切です。

## 年金 毎年手続きが必要ですが 保険料免除の申請について

▼資格異動の手続きには保険証を持参してください  
国民健康保険加入者の資格異動（社会保険などへの加入）の手続きの際は、異動する人の保険証を健康福祉課保険室に持参してください。ただし、世帯主の資格異動（世帯主変更・住所変更・社会保険への加入など）の手続きには、国民健康保険加入者全員の保険証が必要です。

### ▼問合せ先 役場健康福祉課保険室

☎54・3111（内線156）



▲見本

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。また、30歳未満の人には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除や若年者納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主（若年者納付猶予では世帯主は除かれます）の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除（若年者納付猶予では全額の納付が猶予）されます。

一部免除には、4分の3免除（4分の1納付）、半額免除（半額納付）、4分の1免除（4分の3納付）があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。

ただし、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または若年者納付猶予の申請は原則として毎年

必要です。ただし、全額免除および若年者納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請（継続申請）することができ、失業などによる理由を除く。

今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除などを希望する場合には申請が必要です。忘れずに役場健康福祉課保険室へ申請の手続きをしてください。

### ▼問合せ先 役場健康福祉課保険室

☎54・3111（内線155）



年金イメージキャラクター  
舞ちゃん